

公共集合住宅等耐震診断委員会規程

理 事 会 承 認

平成25年10月30日

(目 的)

- 第1条 定款第45条に基づき公共集合住宅等耐震診断委員会(以下「委員会」という。)を設ける。
- 2 委員会は、耐震診断及び耐震補強設計の技術水準の向上を推進し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に基づく平成18年1月25日国土交通省告示184号に照らし、建築物の耐震診断及び耐震補強設計について、技術指導、評定等を行うことを目的とする。

(委員会)

- 第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は、委員会の議事を主宰する。
- 3 委員長は、必要に応じて専門委員及び協力委員を出席させることができる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長又は委員長の指名する委員が職務を代理する。
- 5 委員会は5名以上で構成する。そのうち、3名以上は建築構造に関し、学識経験を有する者とする。
- 6 委員が建築主である建築物、及び委員が設計、工事監理、施工、耐震診断、耐震補強設計に関わった建築物については、当該委員は評定業務に参加しない。
- 7 外部の学識経験者及び実務経験者等の占める構成比は過半とする。

(部 会)

- 第3条 委員会は、必要に応じて、部会を設けることができる。
- 2 部会は、原則として委員及び専門委員をもって構成する。
- 3 部会は、必要に応じて協力委員を出席させることができる。

(任 期)

- 第4条 委員、専門委員及び協力委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 交代による場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 増員による場合の任期は、現任者の残任期間とする。

(召 集)

- 第5条 委員会は、委員長が必要と認めた場合に開催し、委員長が召集する。

(定足数)

- 第6条 委員会において議決を要する会議は、委員の2分の1以上の出席を持って成立する。
- 2 書面その他により意見の開陳のあった委員は、出席したものとみなすことができる。

(議 決)

- 第7条 委員会の議事は、出席委員の総意をもって議決することを原則とする。

(秘密保持)

- 第8条 委員会における審議資料、審議内容は、その秘密を保持する。

(その他)

- 第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が別に定めることができる。

附 則 この規程は、平成25年10月30日から施行する。